

ほのぼのネットワーク活動 活動費 助成基準

1 ほのぼの交流会活動

対 象	◆町内会・分館において要援護者の見守り体制を整備し、要援護者との交流を深めるために、レクリエーション活動、創作活動、教養活動等を行う場合に活動費を助成します。
助成金 上限額	【助成額：1回あたりの上限】 (A) + (B) + (C) ≤ 30,000円 【助成額：年額の上限】 60,000円
	◆交流会運営費 (A) 5,000円
	◆参加者数 (B) ○一人暮らし高齢者 ○高齢者のみ世帯 ○その他の要援護者 ○幼児・小学生・中学生 【助成額算定基準：参加者数】 1～10人 人数× 700円 11～15人 10,000円 16人以上 15,000円
	◆協力者数 (C) ○ほのぼの関係者 ○町内会・分館関係者 ○民生児童委員 ○ボランティア ○その他 【助成額算定基準：協力者数】 1～10人 人数× 500円 11～15人 8,000円 16人以上 10,000円
申 請	◆ボランティア行事用保険の加入手続きを行いますので、交流会活動を実施する1週間前までに実施計画書・収支予算書・参加者名簿（作成済の場合）を提出して下さい。
報 告	◆活動終了後に実施報告書・収支決算書・活動写真・領収書のコピー・通帳のコピーを提出していただいた後、活動費を交付します。

2 ほのぼの除雪活動

対 象	◆町内会・分館において要援護者の見守り体制を整備し、除雪グループを編成して要援護者世帯の除雪活動を実施した場合に活動費を助成します。
助成金 上限額	【助成額算定基準】 ◆基礎額 年額15,000円 + 延協力者数×500円 ※ 最大45,000円
申 請	◆ボランティア活動保険の加入手続きを行いますので、除雪活動を実施する前に実施計画書・収支予算書・協力者名簿を提出して下さい。
報 告	◆除雪活動終了後に実施報告書・実施内訳書・収支決算書・活動写真・領収書のコピー・通帳のコピーを提出していただいた後、活動費を交付します。

3 地域合同交流会活動

対 象	◆要援護者の見守り体制の整備及び要援護者との交流を深めるため、複数の町内会又は分館により合同で交流会を開催し、レクリエーション活動、創作活動、教養活動等を行う場合に活動費を助成します。
助成金 上限額	【助成額：1回あたりの上限】 (A) + (B) + (C) ≤ 30,000円 【助成額：年額の上限】 各町内会・分館3回まで
	◆交流会運営費 (A) 5,000円
	◆参加者数 (B) ○一人暮らし高齢者 ○高齢者のみ世帯 ○その他の要援護者 ○幼児・小学生・中学生 【助成額算定基準：参加者数】 1～10人 人数× 700円 11～15人 10,000円 16人以上 15,000円
◆協力者数 (C) ○ほのぼの関係者 ○町内会・分館関係者 ○民生児童委員 ○ボランティア ○その他 【助成額算定基準：協力者数】 1～10人 人数× 500円 11～15人 8,000円 16人以上 10,000円	
申 請	◆合同で開催する場合は、一つの町内会・分館との交流会は3回まで助成します（3回とは、「1 ほのぼの交流会活動」、「2 ほのぼの除雪活動」を含めない回数です）。 ◆合同で開催する場合は、代表者を決めて申請してください（代表者は町内会長・分館長に限ります）。 ◆ボランティア活動保険の加入手続きを行いますので、交流会活動を実施する1週間前までに実施計画書・収支予算書・参加者名簿（作成済の場合）を提出して下さい。
報 告	◆活動終了後に代表者から実施報告書・収支決算書・活動写真・領収書のコピー・通帳のコピーを提出していただいた後、活動費を交付します。